

氷見の土地改良



第63号

発行所
氷見市建938
氷見市土地改良区
TEL (0766) 91-0083

ごあいさつ



氷見市土地改良区
理事長

江添 良春

「氷見の土地改良」第63号の発刊にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

皆様には日頃より氷見市土地改良区の事業運営に対し特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年三月に開かれた通常総代会におきましては、令和八年度の事業計画案や歳入歳出予算案など、全上程議案をご可決又はご承認いただきました。

つきましては我々役職員一丸となり、今年度もより良い運営を目指して業務に邁進してまいりますので、変わらぬご理解ご支援をお願い申し上げます。

さて、振り返りますと、昨年七月の水見市の気象状況は、降水量が僅か十一ミリと例年の約五パーセントしかなく、これに連日の猛暑も重なって記録的な高温少雨に見舞われました。この影響で、五位ダムからのかんがい用水の導水量は九月五日までで約六百四十七万トンとこれまでの最高を記録しましたが、一時は稲が実る前に導水可能量の六百六十万トンを使い切ってしまうのではと大変危惧したところがあります。当土地改良区では、干ばつによる被害を防止するため、国営かんがいの用水確保について、富山県の関係機関と折衝するとともに、水田のひび

割れなどで緊急に水が必要な地区に対しては、散水車を所有する市内の事業者を斡旋し、排水機場の集水槽の水をくみ上げて水田に直接給水するなどの支援を行ったところであります。

こうした厳しい環境でありましたが、農家の皆さんの適切な栽培管理によりまして、氷見市の令和七年度のコシヒカリの二等米比率は富山県内でも高い水準を維持することができました。これもひとえに農家の皆さんの熱意と努力の賜物であり、心より感謝と敬意を申し上げます。

ただ、昨今は、気候変動の影響が顕著に現れる傾向がありますので、国・県・市と連携しながら、夏場の異常気象に備えていく必要があると考えており、受益の農家の方々には日頃からの節水にご協力いただきますようお願い申し上げます。

次に、国においては、令和七年度から十一年度までの五年間を農業の構造転換集中対策期間と定め、農地の大区画化、スマート農業機械等の実装などの施策を強力に推進することとしております。

また、令和八年度の農林水産省が所管する農業農村整備事業関係予算については、当初予算が前年度から四十億円増の四千五百四億円で、これに加えて防災・減災・国土強靱化や食糧安全保障対策、構造転換集中対策などを盛り込んだ令和七年度補正予算に二千四百三十九億円を計上しており、総額で六千九百四十二億円が確保されております。その中には、ハード整備を中心とした新規の施策や従来の事業メニューの拡充策が示されておりますが、氷見市土地改良区としても、こうした農林水産省の方針に呼応することはもとより、ため池をはじめとする老朽化した農業水利施設の改修や国営かんがいの排水事業に係るパイプラインの突発事故対策など、中山間地域を抱える本市特有の課題について

支援制度の拡充等を関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、十二町潟排水機場の全面更新について申し上げます。

本件につきましては、令和八年度に全体実施設計が行われるなど、待望久しかった事業の本格実施が現実のものとなりました。今後の工事の予定としては、令和九年度に増設するポンプ場の敷地の整備工事等を行うのを手始めに、翌十年度から増設ポンプの整備を進め、その後、既設の一四号ポンプの分解整備等を順次実施して、令和十七年度に工事を完了する予定と伺っております。

今後は、順調に工事が進捗するよう、氷見市や富山県と緊密に連携しながら、予算の獲得に向けて最大限努力してまいります。

次に、今年度の氷見市土地改良区管内の土地改良事業について申し上げます。

県営事業につきましては、農村地域防災減災事業のため池整備として、令和八年度から新たに七分一地内の西ヶ谷内池の改修が着手されることとなりました。これと合わせて継続事業として農地整備事業が三地区で、ため池整備事業が五か所で実施される予定であります。いずれの事業も、農業の生産基盤を強化し、農業・農村の強靱化を図るうえで必要不可欠な事業であり、早期の完成を働きかけてまいります。市内にはこのほかにも採択を待ち望んでいる地区が多くありますので、引き続き関係機関に対し強力に要望活動が続けてまいりたいと考えております。

このほか、県単独土地改良事業や維持管理適正化事業、区単独土地改良事業などについても、地元の皆様の要望に機動的に対応するとともに、積極的な実施に努めるなど、土地改良施設の適正な管理を通して地域農業の振興を図ってまいります。

皆様にはこれまで同様、当土地改良区の全般に亘りご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、組合員の皆様並びに関係各位のご健勝とご発展を心よりお祈り申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

ごあいさつ



氷見市長

菊地 正寛

皆様方におかれましては、日頃から農業の持続的発展と農村の振興、さらには市政の発展に格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和6年能登半島地震から早くも2年半が経過しました。市内各地で被災した農地や農業施設の復旧状況につきましては、本年5月末時点の工事発注率が約75%となっており、着実に歩みを進めているところです。氷見市土地改良区の組合員の皆様方におかれましては、引き続きご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、自然災害が激甚化、頻発化しています。特に昨年は、本市で観測史上最高気温となる37.7度を記録するなど、災害級の猛暑が続くなか、渇水と豪雨災害に見舞われた厳しい年となりました。

渇水につきましては、県内でも多くの観測地点で7月の雨量が平年の10%未満と深刻な水不足となり、本市においても一部のため池で貯水率が低下し、水稻の育成等への影響が懸念されました。このような中、富山県による子撫川ダムへの応援

給水に加え、土地改良区では給水車や揚水ポンプを活用した応急対策を実施いただきました。その際、農業用水を管理ご利用いただいている皆様から多大なるご尽力を賜りましたことに、深く感謝申し上げます。

また、断続的な豪雨が続いたことにより市内各所で農地畦畔の崩落や農業用施設の損壊などの被害が発生しました。国の災害復旧の対象箇所については、昨年末までに全ての災害査定を終え、順次復旧に取り組んでいるところですが、市内の農業者の皆様に安心して農業を営んでいただくことができるよう、国、県、関係機関などと連携し、一日も早い復旧に努めてまいりますので、引き続きご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

さて、昨今の日本の農業や農村を取り巻く環境につきましては、中東情勢の混乱を背景に農業資材等のさらなる価格高騰や供給の不安定化などの懸念があるほか、農業従事者の減少や高齢化の進行などによる担い手不足の深刻化、耕作放棄地の増加といった複合的な課題に直面しております。

こうした中、食料・農業・農村基本法の改正を受けて、令和7年に新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定、土地改良法の改正が相次いで行われ、同計画が集中的・計画的に推進できるよう、十分な予算を確保し、施策の充実強化・見直しを行うことが位置付けられました。

令和8年度の農業農村整備事業関係予算につきましては、前年度より40億円増の4,504億円

が計上され、令和7年度補正予算を合わせた総額は約6,943億円となっております。このうち、農業農村整備事業では、かねてから要望しておりました本市の国営かんがい排水事業が盛り込まれ、令和8年度からは全体の実施設計に移行し、排水機場の老朽化対策、排水能力の強化及び耐震化に向けた一体的な詳細設計に着手されることとなりました。

本市といたしましても、国営かんがい排水事業の円滑な推進に向けて、去る5月30日に鈴木農林水産大臣に要望したところであり、引き続き、積極的に支援してまいります。あわせて、県営ほ場整備の北八代外2地区、ため池整備の中村大池・栗屋池外5地区、基幹水利施設ストックマネジメントの五位2期などの事業促進、及び新規地区の採択に向けて、震災からの復旧も見据えながら、必要な土地改良事業が着実に推進されるよう、国及び県に対し積極的に働きかけてまいりる所存であります。

今後とも、本市の農業を支え、地域資源の保全などに取り組みまれている氷見市土地改良区の皆様方のお力添えをいただきながら、本市農業の持続的発展に向け、全力で取り組んでまいります。

結びに、今後も本市の農業が着実な歩みを重ね、農村に一層の活力がもたらされますことを心よりご期待申し上げますとともに、氷見市土地改良区をはじめ関係の皆様方のご健勝とご活躍を心からご祈念いたしまして、ご挨拶いたします。

ごあいさつ



富山県高岡農林振興センター
所長
宮崎 雅仁

氷見市土地改良区の組合員の皆様には、日頃から本県の農業・農村の振興にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

一昨年元日に発生しました能登半島地震は、富山県内に甚大な被害をもたらし、とりわけ氷見市内において農地やため池、農業水利施設などの土地改良施設に多くの被害が発生しました。現在、氷見市と連携しながら、鋭意、工事を進めておりますので、引き続き、ご協力をお願いいたします。

さて、農業・農村を巡る状況は、長期化・頻発する国際紛争などに起因した燃料、原材料価格の高騰により、農家や土地改良区運営にとって厳しい状況が続いております。こうした中、県の令和8年度農業農村整備事業関係予算は、当初予算109・8億円と令和7年度補正予算90・2億円を加えた合計200億円を確保しており、このうち、貴土地改良区管内においては、農業競争力強化を図るため、ほ場整備「中村地区」、「栗原地区」や土地改良総合整備「北八代地区」に取り組んでいます。また、豪雨や大規模地震に耐えられるよ

う、「中村大池・栗屋池」ほか5地区においてため池整備を実施し、強靱な県土づくりを着実に進めます。

農業生産においては、昨年は記録的な高温や少雨など、大変厳しい気象条件下にありましたが、水不足が懸念された地域での譲り合つての取水調整や追加穂肥、カメムシ防除などに、生産者と関係機関が一体となって取り組まれた結果、令和7年産の氷見米のうち米の一等比率は、県平均の88・6%（R8・3末現在）を上回る89・1%（R7・12末現在）と大変良好な結果となり、あらためて敬意を表す次第であります。

営農を取り巻く環境は、担い手の減少や燃料・資材価格の高騰、異常気象の発生など、様々な課題に直面していますが、意欲ある担い手が安心して農業に取り組めるよう、今年5月26日には、氷見市にご協力をいただき、当センターの「氷見サテライトデスク」を市役所内に設置したところであり、そこを新たな活動拠点としながら、高温に強い「富富富」をはじめとした水稻の安定生産に加え、ハトムギや白ねぎなどの高収益作物の生産拡大、スマート農業技術の導入促進、担い手の経営基盤強化などによりしっかりと支援してまいります。今後とも、「競争力の高い農業」と「豊かで美しい農村形成」の実現を目指し、各種施策を推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしく願いたします。

結びに、貴土地改良区の限らないご発展と、組

合員の皆様のご健勝、ご多幸を心からお祈り申し上げます。ごあいさつといたします。



第54回通常総代会の開催

第54回通常総代会が令和8年3月19日（木）午後2時から氷見市農業会館4階ホールにおいて総代63名出席（21名書面議決）のもと開催されました。

会議に先立ち、江添良春理事長の挨拶に引き続き、武内政弘富山県高岡農林振興センター所長、小倉宣幸氷見市建設部長の両氏からご祝辞をいただきました。

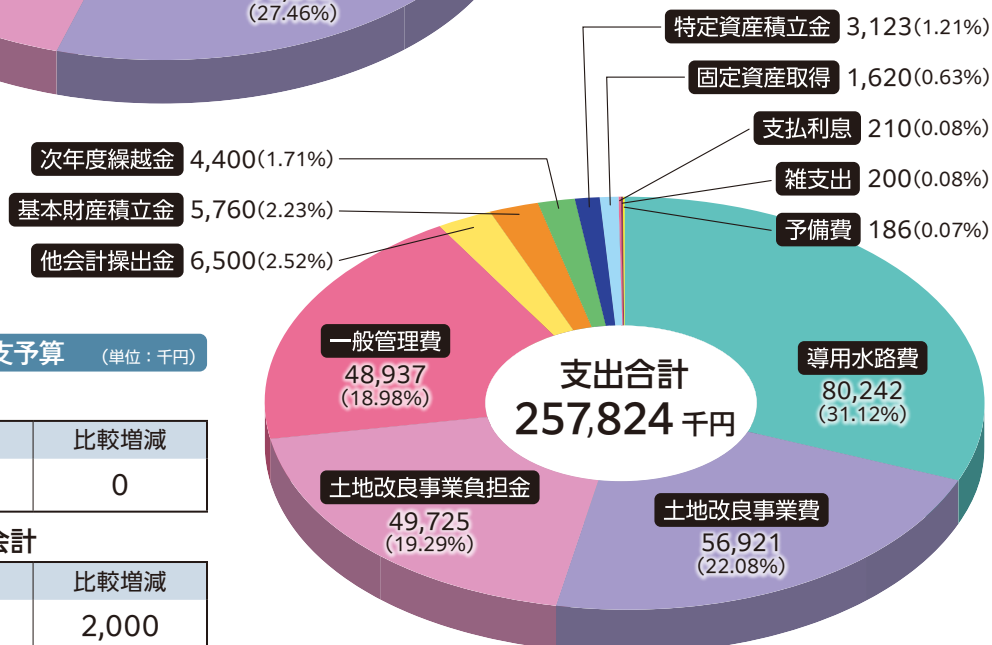
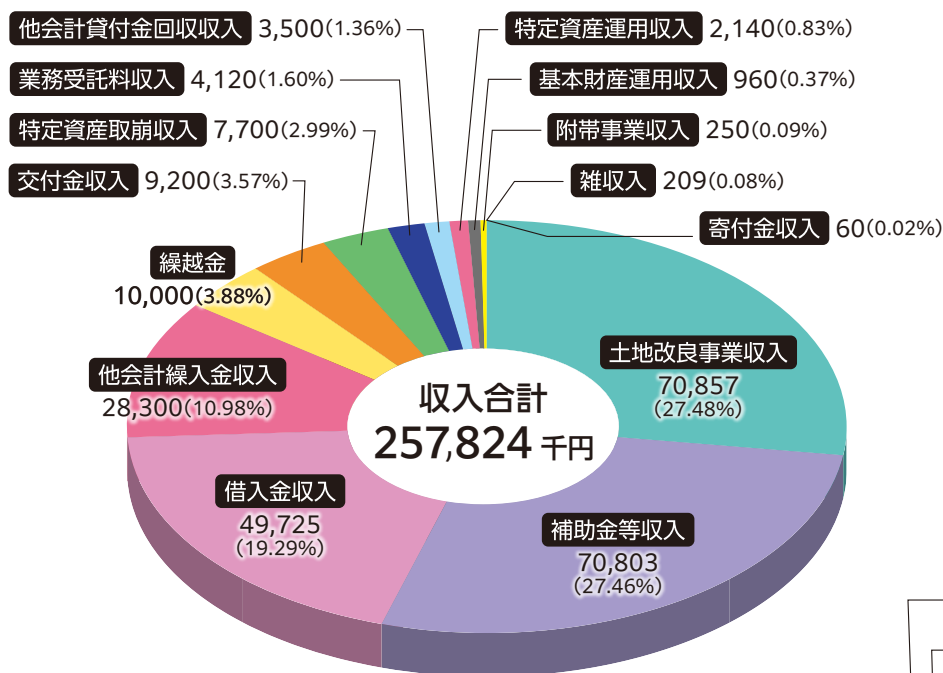
その後、上庄地区の橋本正義総代を議長に選出し、提出された令和8年度事業計画、同一一般会計収支予算及び特別会計収支予算等の13議案については、何れも原案通り可決または承認されました。主な内容は下記のとおりです。



令和8年度 一般会計収支予算

(単位：千円)

本年度	前年度	比較増減
257,824	233,819	24,005



令和8年度 特別会計収支予算

(単位：千円)

小水力発電事業特別会計

本年度	前年度	比較増減
52,500	52,500	0

十二町潟沿岸管理区特別会計

本年度	前年度	比較増減
81,000	79,000	2,000



算等の4議案と1つの報告事項については、何れも原案通り可決または承認されました。主要内容は次のとおりです。最後に、長瀬潔理事長職務代理の閉会の挨拶があり午後3時に閉会となりました。

令和7年度第1回臨時総代会は令和7年10月24日(金)午後2時から氷見市農業会館4階ホールにて総代57名出席(24名書面議決)のもと開催されました。

当日は来賓として、武内政弘富山県高岡農林振興センター所長、池田勉富山県高岡農林振興センター指導課長、小倉宣幸氷見市建設部長、寺下仁元氷見市ふるさと整備課課長補佐にご臨席を賜りました。

会議に先立ち、江添理事長の挨拶の後、武内所長、小倉部長からご祝辞をいただきました。出席総代の中から十二町地区の谷内一総代を議長に選出し、令和6年度事業報告及び同一般会計収支決算等の4議案と1つの報告事項については、何れも原案通り可決または承認されました。主要内容は次のとおりです。最後に、長瀬潔理事長職務代理の閉会の挨拶があり午後3時に閉会となりました。

令和7年度 第1回臨時総代会の開催

令和6年度 一般会計収支決算

● 収入

(単位: 円)

款	決算額	予算額	比較増減
1 土地改良事業収入	64,885,710	73,007,000	△ 8,121,290
2 附帯事業収入	184,604	250,000	△ 65,396
3 基本財産運用収入	362,511	40,000	322,511
4 特定資産運用収入	195,804	208,000	△ 12,196
5 補助金等収入	145,009,800	155,625,000	△ 10,615,200
6 交付金収入	31,500,000	47,500,000	△ 16,000,000
7 寄付金収入	71,269	60,000	11,269
8 業務受託料収入	3,326,400	9,870,000	△ 6,543,600
9 雑収入	1,404,372	209,000	1,195,372
10 借入金収入	16,185,000	28,600,000	△ 12,415,000
11 特定資産取崩収入	2,633,282	10,850,000	△ 8,216,718
12 他会計貸付金回収収入	3,200,000	3,550,000	△ 350,000
13 他会計繰入金収入	30,600,000	32,500,000	△ 1,900,000
14 繰越金	21,948,020	21,948,000	20
収入合計	321,506,772	384,217,000	△ 62,710,228

● 支出

(単位: 円)

款	決算額	予算額	比較増減
1 導用水路費	89,766,434	95,979,000	△ 6,212,566
2 土地改良事業費	71,962,375	110,825,000	△ 38,862,625
3 一般管理費	31,468,891	42,322,000	△ 10,853,109
4 合併推進費	28,063,200	34,000,000	△ 5,936,800
5 土地改良事業負担金	16,185,000	28,600,000	△ 12,415,000
6 借入金返済	38,170,937	38,500,000	△ 329,063
7 支払利息	88,469	180,000	△ 91,531
8 固定資産取得	3,971,990	5,400,000	△ 1,428,010
9 還付金	203,142	500,000	△ 296,858
10 基本財産積立金	13,858,511	10,888,000	2,970,511
11 特定資産積立金	11,592	4,187,000	△ 4,175,408
12 雑支出	225,582	450,000	△ 224,418
13 他会計繰出金	6,087,296	6,200,000	△ 112,704
14 次年度繰越金	21,443,353	6,000,000	15,443,353
15 予備費	0	186,000	△ 186,000
支出合計	321,506,772	384,217,000	△ 62,710,228

基本財産

事業積立金

154,176,198 円

特定資産

国・県営かんがい排水事業積立資産	3,390,333 円
転用決済金積立資産	156,541,078 円
役員退任慰労積立金積立資産	4,967,574 円
職員退職給与引当積立資産	40,957,124 円
国・県営灌漑排水事業維持管理積立資産	470,829,952 円
国・県営灌漑排水事業維持管理修繕費積立資産	21,257,549 円

令和6年度 特別会計収支決算

小水力発電事業特別会計

(単位: 円)

予算額	収入総額	支出総額	次年度繰越金
55,001,000	47,087,161	46,874,875	212,286

十二町潟沿岸管理区特別会計

予算額	収入総額	支出総額	次年度繰越金
94,400,000	93,393,214	82,355,883	11,037,331
特定資産			
十二町潟沿岸管理区転用決済金積立資産			23,350,845 円
十二町潟沿岸管理区維持管理積立資産			17,604,569 円

氷見市土地改良協会 通常総会、研修会の開催

氷見市と市内3土地改良区、32の工区及び自治会で組織する氷見市土地改良協会第61回通常総会は、去る5月28日（木）午後3時から氷見市土地改良区2階会議室において開催されました。

提出された令和8年度事業計画並びに一般会計収支予算等の4議案については、何れも原案とおり可決または承認されました。

また、同日には会員の体質強化、スキルアップを目的とした研修会を開催しました。近堂善

夫高岡農林振興センター指導課

長様を講師としてお招きし、「農

業農村を取り巻く情勢につい

て」と題し、昨今の土地改良事

業関連の予算配分や近年新設さ

れた事業などについて説明いた

だきました。その後行われた情

報交換会では、各地区の抱える

課題や取り組みについて活発な

議論が交わされました。

氷見市土地改良協会では随時会

員を募集しています。先進事例

等の研修会を開催し土地改良事

業の推進を目的としています。

詳細は事務局91-0083ま

でお問い合わせください

令和8年度 一般会計収支予算

(単位：千円)

本年度	前年度	比較増減
6,310	6,160	150

高岡土地改良協議会長賞表彰

氷見市柳田土地改良区 総括監事

野畑 護 氏

長年、氷見市柳田土地改良区の総括監事として、業務の執行と財産・会計状況を把握し、土地改良区の運営の公平性を確保し、財産及び会計の透明性の維持に努められています。

十二町潟沿岸管理区 第44回代議員会の開催

十二町潟沿岸管理区第44回代議員会は3月2日（月）午後2時から氷見市農業会館4階ホールにおいて代議員28名出席（書面議決10名）のもと開催されました。窪地区の東海勇雄代議員を議長に選出し、提出された令和6年度事業報告及び同特別会計収支決算等の8議案は何れも原案のとおり可決又は承認されました。

草刈作業員の募集について

当土地改良区では随時草刈作業員を募集しています。主な内容としては、山間部を通るパイプライン管理道路の草刈作業となります。作業時間は基本9:00～16:00（昼休憩1時間含む）ですが、条件等につきましては応相談としています。日当等その他条件についてのご質問がございましたらお気軽にお問合せください。

▼氷見市土地改良区 退職者

前管理課長 小澤 幹夫 氏

平成13年に採用以来、多年にわたり土地改良区の健全な発展と土地改良事業の推進にご尽力をいただきました。また、平成30年からは管理課長及び会計主任を務めるなど、事務局の中心的存在として土地改良区の運営を支えていただきました。今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

賦課金の納付について

当土地改良区より徴収させていただいている賦課金は通常「経常賦課金」「国・県営かんがい排水事業維持管理賦課金」「十二町潟沿岸管理区維持管理賦課金」の3種があります。使途としまして、「経常賦課金」については、台帳管理等の一般事務や区単独土地改良事業補助等当土地改良区の運営全般に使用。「国・県営かんがい排水事業維持管理賦課金」については、国附帯県営かんがい排水事業の維持管理費(人件費・修繕費・将来の積立金等)として使用。「十二町潟沿岸管理区維持管理賦課金」については、十二町潟排水機場の運転経費(電気代・人件費・点検費等)として使用しています。これらは何れも、耕作の有無にかかわらずその農地(地目が田であるもの)は土地改良事業の効果を受けられる状態(いつでも田として利用することが可能な状態)にあると考えられますので、地積(面積)割で賦課金をご負担いただく必要があります。

また、土地改良区が賦課金を徴収できる根拠としましては、土地改良法第36条第1項に記載があり、「土地改良区は、定款で定めるところにより、その事業に要する経費に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対して賦課徴収することができる」と規定されております。当土地改良区の定款第4条では、地区全域にわたる土地改良施設の維持管理についての記載があり、これが現在受益組合員より徴収している「経常賦課金」及び「国・県営かんがい排水事業維持管理賦課金」及び「十二町潟沿岸管理区維持管理賦課金」に該当いたします。万が一、1年以上未納が続きますと、理事会の議決を経て滞納処分の法手続きに入ることになります。これら一連の行為は、土地改良区の健全運営を図る上で止むを得ないことであります。土地改良区は組合員の皆様からの賦課金で運営されています。このような事態に至らぬよう、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

十二町潟排水機場の更新事業

国営かんがい排水事業「水見地区」が令和8年度農林水産省予算概算決定において全体実施設計の着手地区として公表されました。本地区では、運用開始から40年以上が経過し老朽化した十二町潟排水機場のポンプ設備の改修や、施設の耐震化対策、降雨形態の変化に対応するためのポンプ設備を増設するなどの整備計画を検討しており、事業の着手は現時点で令和9年度の見込みとなっております。



国営かんぱい中央幹線送水管の破断

令和8年4月26日(日)矢田部地内の中央幹線用水路でFRPM管(強化プラスチック複合管)の700mmの破損事故が発生しました。地元組合員からの通報を受け、現地を調査したところ、FRPM管の破断を確認したため直ちに上流施設にて止水しました。幹線での漏水事故であったことから多くの受益者の皆様に止水をお願いする事態となり、大変ご迷惑をお掛けいたしました。事故後、補助事業による応急復旧が鋭意進められ、令和8年5月3日より通水再開が可能となりました。



組合員の皆様へ

賦課金について

種 類	単 価	納 期
経常賦課金（氷見市内の田）	1,000円/10a（ほ場整備実施済の田）	11月末日
国・県営かんがい排水事業維持管理賦課金（五位ダムからの用水受益）	2,000円/10a	6月末日
十二町瀾沿岸管理区維持管理賦課金（十二町瀾排水機場の受益）	1級地 3,200円/10a 2級地 300円/10a	1期：5月末日 2期：8月末日

賦課金に関するお問い合わせは、管理課賦課係 ☎91-0083までお願い致します。
納期が休日の場合は、金融機関の翌営業日となります。

賦課金納付について

- ① 口座振替は氷見市農協のみの対応となっております。
- ② 納付期限が口座振替日となります。
- ③ 通帳記入をもって領収証にかえさせていただいております。別途領収証の発行をご希望される方は、当改良区までご連絡をお願いいたします。
- ④ 氷見市農協窓口で納入する場合手数料は必要ありませんが、他金融機関から振り込みされる場合には手数料は組合員様のご負担となります。
- ⑤ 利用権が設定されている田であっても賦課金は原則所有者の負担となります。
利用権設定をして耕作者が賦課金を支払う場合には、届出が必要となりますので当改良区までご連絡をお願い致します。

農地を転用する際は

- 農地を農業以外の目的に使用するときには農地転用の手続きを行い、受益から除外する必要があります。
※無断転用は農地法により罰せられます。
- 転用予定地が国・県営かんがい排水事業の受益地であるときは、転用決済金を納付する義務があります。（土地改良法第42条第2項）
- 転用決済金の金額につきましては、地区により異なる場合がありますので土地改良区までお問い合わせください。
- 手続きが無い限り土地台帳から除外できませんので、従来どおり賦課されることとなります。

公共事業（道路、公園、河川、建物等）の用地として転用される際にも上記の手続きが必要となりますので、事業主と十分話し合い、手続きに疑義が生じないようお願い致します。

決済金とは？

農地を転用することで、残存農地の組合員に対して負担が増えないようにするためのお金です。

補給水の使用期間

国・県営かんがい排水事業の補給水（五位ダムからの用水）の使用期間は、水利権により毎年4月26日から9月5日までと定められています。期間外での使用はできません。

施設の不具合、漏水、空気弁からの溢水等を発見されたときは、業務課（91-0083）までご連絡ください。

こんな時には、必ず届出をしてください。

- 組合員が死去された場合
- 農地を売買・贈与・交換・相続・耕作の移動等をした場合
- 農業者年金受給のため経営移譲した場合
- 住所や組合員名を変更した場合
- 公共事業等で田が用地買収される場合
- 農地転用する場合 等

届出用紙は
事務局にあります

